

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日休む、
翌日たる日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の新設等(地方課)

字の区域の変更(二件)(〃)

土地改良法による換地処分案件(農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

告 示

鳥取県告示第三百九十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による

長坂地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

同上の区域(昭和六十二年十一月五日現在の地番による。)

長坂町字千梨台

長坂町字城ノ腰七四一の二、七四一の三

長坂町字中奥津以八二二の二、八二二の三、八二三から八五一まで及びこれらと一体をなす国有地

長坂町字ヒハカ谷八五四、八五五の二から八五五の五まで、八五六、八五七の二から八五七の三まで、八五八から八六五まで、八六六の一、八六六の二、八六八から八八一まで及びこれらと一体をなす国有地

長坂町字上野九一二、九一三、九一四の二から九一四の一六まで、九一四の二五から九一四の三三まで

長坂町字奥津以頭九五三の二、九五四から九五六まで、九五七の三

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和六十二年十一月五日現在の地番による。)

長坂町字城ノ腰

長坂町字城ノ腰のうち七四一の二、七四一の三以外の区域

長坂町字中奥津
以

長坂町字中奥津以のうち八二二の二、八二二の三、八二三から八五一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

長坂町字ヒハカ
谷

長坂町字ヒハカ谷のうち八五四、八五五の二から八五五の五まで、八五六、八五七の二から八五七の三まで、八五八から八六五まで、八六六の一、八六六の二、八六八から八八一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

長坂町字上野	長坂町字上野のうち九一二、九一三、九一四の一から九一四の一六まで、九一四の二五から九一四の三三まで以外の区域
長坂町字奥津以頭	長坂町字奥津以頭のうち九五三の二、九五四から九五六まで、九五七の三以外の区域

鳥取県告示第三百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三高地区第二工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年一月六日現在の地番による。）
高住字大平	高住字大平のうち四〇三の一、四〇三の二、四〇四の一、四〇五の一、四〇六の一、四〇九の一、四一〇の一、四一〇の二、四一一の一、四一一の二、四一二の一、四一二の二、四一三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

高住字譜谷	高住字大平四一〇の一の一部、四一〇の二の一部、四一一の一の一部、四一一の二、四一二の一の一部、四一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 高住字譜谷のうち四三〇、九九七の一部以外の区域 高住字砂田四五〇の一部、四五一の一から四五一の三まで の一部及びこれらと一体をなす国有地
-------	---

高住字米山	高住字米山のうち一〇〇八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
-------	-----------------------------------

高住字砂田	高住字大平四一二の一の一部、四一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 高住字譜谷四三〇、九九七の一部 高住字砂田のうち四五〇の一部、四五一の一から四五一の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 高住字米山一〇〇八の一部及びこれと一体をなす国有地 高住字桑師谷四八四の一の一部、四八四の九から四八四の一までの一部、四八五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 高住字積倉四八六の一の一部、四八六の五の一部、五二〇の一の一部、五二〇の四の一部、五二一の二の一部、五二一の三、五二二の三の一部、五二二の四、五二二の五、五二二の六の一部、五二二の七の一部及びこれらと一体をなす国有地 三山口字堂谷六一の二、六一の三、六一の五から六一の七までの一部、六一の八及びこれらと一体をなす国有地 三山口字太田七八の五の一部、七八の六の一部、七八の一〇の一部、七八の一、七九の一の一部、七九の四及びこれらと一体をなす国有地
-------	--

<p>高住字薬師谷</p> <p>高住字薬師谷のうち四八四の一の一部、四八四の七、四八四の八から四八四の一までの一部、四八五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>高住字積倉四八六の一の一部、四八六の四の一部、四八六の五の一部、四八六の六、四八七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>高住字積倉</p> <p>高住字大平四一二の一の一部、四一三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>高住字薬師谷四八四の一の一部、四八四の七、四八四の八の一部</p> <p>高住字積倉のうち四八六の一の一部、四八六の四の一部、四八六の五、四八六の六、四八七の一の一部、五二〇の一の一部、五二〇の四の一部、五二一の二の一部、五二一の三、五二二の三の一部、五二二の四、五二二の五、五二二の六の一部、五二二の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>高住字薬師王谷五二四の一部、五二五の一の一部</p>	<p>高住字薬王谷</p> <p>高住字大平四〇三の一、四〇三の二、四〇四の一、四〇五の一、四〇六の一、四〇九の一、四一〇の一の一部、四一〇の二の一部、四一一の一の一部、四一二の一の一部、四一三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>高住字積倉五二三の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>高住字薬王谷のうち五二四の一部、五二五の一の一部以外の区域</p>	<p>三山口字一ノ谷</p> <p>三山口字一ノ谷のうち九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>三山口字二ノ谷</p> <p>三山口字一ノ谷九の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>三山口字二ノ谷の全域</p>
<p>三山口字乗越シ</p> <p>三山口字乗越シのうち三四の一の一部以外の区域</p>	<p>三山口字堂谷</p> <p>三山口字堂谷のうち六一の二、六一の三、六一の五から六一の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>三山口字四ノ谷</p> <p>三山口字堂谷六一の五から六一の七までの一部</p> <p>三山口字四ノ谷の全域</p> <p>三山口字太田七七の一の一部、七七の二、七八の一の一部、七八の六の一部、七八の七、七八の八、七八の一二、一〇四の一の一部、一〇四の三の一部、一〇四の四の一部、一〇五の四、一〇六の三の一部、一〇六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>三山口字長田一〇七の一、一〇七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>三山口字太田</p> <p>三山口字太田のうち七七の一の一部、七七の二、七八の一の一部、七八の五の一部、七八の六から七八の八まで、七八の一〇の一部、七八の一、七八の一二、七九の一の一部、七九の四、九八の二、九八の三、九九の一、一〇〇の一の一部、一〇四の一の一部、一〇四の三の一部、一〇四の四の一部、一〇五の四、一〇六の三の一部、一〇六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>三山口字長田一〇七の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>三山口字長田</p> <p>三山口字太田九八の二、九八の三、九九の一、一〇〇の一の一部、一〇六の三の一部</p> <p>三山口字長田のうち一〇七の一、一〇七の四の一部、一一五の五、一一六の四、一一六の五、一二〇の七、一二二の五の一部、一二二の五及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>三山口字紙子谷七三一の一及びこれと一体をなす国有地</p>

三山口字村土居	三山口字長田一二二の五の一部 三山口字村土居の全域
三山口字千穂	三山口字千穂のうち三八五の一の一部、三八五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 三山口字五反田五六三の一部
三山口字坊主田	三山口字坊主田のうち四〇八の一部、四〇九の一の一部、四〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三山口字五反田	三山口字千穂三八五の一の一部、三八五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 三山口字坊主田四〇八の一部、四〇九の一の一部、四〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 三山口字五反田のうち五六三の一部、五六四の一の一部、五六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 三山口字通り谷五六七の一の一部、六〇一の一の一部、六〇一の二及びこれらと一体をなす国有地
三山口字通り谷	三山口字千穂三八五の一の一部及びこれと一体をなす国有地 三山口字五反田五六四の一の一部、五六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 三山口字通り谷のうち五六七の一の一部、六〇一の一の一部、六〇一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三山口字紙子谷	三山口字長田一一五の五、一一六の四、一一六の五、一二〇の七、一二一の五の一部、一二二の五の一部 三山口字紙子谷のうち七三一の一及びこれと一体をなす国有地

大塚字財ノ尾	大塚字通り谷ノ二の全域 大塚字財ノ尾六八六の一部	有地以外の区域
大塚字財ノ尾	大塚字財ノ尾のうち六八六の一部以外の区域	

鳥取県告示第四百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による堤見地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年一月六日現在の地番による。）
大畑字堤見	大畑字堤見のうち四四七の六、四四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四三の二、四四七の二と一体をなす国有地以外の区域 大畑字山王谷ノ壹四六九の二の一部、四七七の二の一部、四七七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>大畑字山王谷ノ 卷</p>	<p>大畑字山王谷ノ 貳</p>	<p>大畑字山王向</p>	<p>大畑字北谷</p>
<p>大畑字山王向四九二の二の一部、四九二の四の一部、四九二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字芳谷七〇九の二</p>	<p>大畑字山王谷ノ壹四七九の一部、四八〇の一、四八〇の二及びこれらと一体をなす国有地 大畑字山王向四八八の次一、四八八の二の一部、四八九の二、四八九の三の一部、四九〇の二、四九〇の三の一部、四九一、四九二の二、四九二の三、四九二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字池ノ谷口五一八の一の一部、五一九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大畑字山王向四八八の一から四八八の三までの一部、四八九の一の一部、四八九の三の一部、四九〇の一、四九〇の三の一部、四九二の一、四九二の次一、四九二の二の一部、四九二の四の一部、四九二の五の一部、四九三の一、四九三の二、四九四、四九五の一部、四九五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字池ノ谷口五一七の一部 大畑字畼本場七四五の四の一部</p>	<p>大畑字山王向四九五の一部、四九五の一の一部及びこれら</p>

<p>大畑字池ノ谷口</p>	<p>大畑字五輪谷</p>	<p>大畑字荒神谷</p>	<p>大畑字芳谷</p>	<p>と一体をなす国有地 大畑字北谷の全域 大畑字畼本場七四五の四の一部、七四五の五</p>
<p>大畑字山王向四八八の一から四八八の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字池ノ谷口のうち五一七の一部、五一八の一の一部、五一九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大畑字五輪谷五三五の一、五三五の二、五三六の一、五三六の二、五三七の二、五三七の四、五三七の五及びこれらと一体をなす国有地 大畑字荒神谷五四五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大畑字五輪谷のうち五三五の一、五三五の二、五三六の一、五三六の二、五三七の二、五三七の四、五三七の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大畑字荒神谷のうち五四五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大畑字芳谷のうち七〇九の二以外の区域</p>	<p>大畑字畼本場のうち七四五の四、七四五の五以外の区域</p>

鳥取県告示第四百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市長坂町五三六山本厚ほか十二人の者が共同（長坂共同施行）して行う土地改良事業に係る長坂地

区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る三高地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る堤見地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業樟原地区農道整備）を昭和六十三年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次